



福保 第 644 号
平成17年6月20日

各市町村社会福祉施設等主管部局長殿

大分県福祉保健部長

「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告」の取り扱いについて

上記のことについては、厚生労働省健康局長、医薬品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名による通知があり、平成17年3月2日付け、福保第1650号にて関係機関へ周知したところですが、この度の県内の社会福祉施設における〇157感染症発生を受け、大分県ではその一部について、下記のように取り扱うことにしましたのでお知らせします。

つきましては、今後、社会福祉施設等において感染症が発生した場合には、県民保健福祉センター・保健所及び県の社会福祉主管課と連携の上、適切な対応をお願いします。

なお、前回の通知を添付しますので参照してください。

記

(厚生労働省通知)

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。

(大分県)

1. 社会福祉施設等においては、職員は利用者及び自身の健康管理上、感染症や食中毒が少しでも疑われる場合は速やかに看護職員の指示を受けるとともに、看護職員はその状況を施設長に報告すること。

(厚生労働省通知)

4. 社会福祉施設等の施設長庁は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管課に迅速に、感染症または食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ (省略)

(大分県)

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1人でも発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

ウ (省略)

担当：福祉保健企画課地域保健班

村上 中西

(TEL) 097-536-1111

(内) 2618 2619